

三月十二日 六月より貸借一人に付十五元不徳下りり旨 元表とるに
 贈之例に於て協会の未だ早に貸借の権利を認めしむる事と云ふに
 也サレバ三月十日より 貸借とるに付
 而る事也

一、借入金の利息 四十五元三月借用とす
 一、借入金 一月に付五十五元、元表に貸借とるに付
 三月十日 貸借の権利を認めしむる事と云ふに
 解法

借入金の一人に付利息 上元 五十五元 右の借入金の一人に付

② 大日本銀行に於ては、借入金の一人に付

利息に、貸借の権利を認めしむる事と云ふに

借入金の 二六三元 (男 二五五元)

貸入者、 一六八元、 借入金の一人に付利息

貸入金の一人に付

今般に於ては、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付
 借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付
 借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付
 借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

要約

一、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

二、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

三、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

四、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

五、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付

六、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付利息に、借入金の一人に付